

四半期報告書

(第88期第3四半期)

自 平成20年10月1日
至 平成20年12月31日

株式会社 **アーレスティ**

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2
第2 事業の状況	3
1 生産、受注及び販売の状況	3
2 経営上の重要な契約等	4
3 財政状態及び経営成績の分析	4
第3 設備の状況	6
第4 提出会社の状況	7
1 株式等の状況	7
(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	7
(3) ライツプランの内容	12
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	12
(5) 大株主の状況	12
(6) 議決権の状況	12
2 株価の推移	13
3 役員の状況	13
第5 経理の状況	14
1 四半期連結財務諸表	15
(1) 四半期連結貸借対照表	15
(2) 四半期連結損益計算書	17
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	19
2 その他	31
第二部 提出会社の保証会社等の情報	32

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月13日
【四半期会計期間】	第88期第3四半期（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）
【会社名】	株式会社アーレスティ
【英訳名】	AHRESTY CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋 新
【本店の所在の場所】	東京都中野区中央一丁目38番1号
【電話番号】	03（5332）6001（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 樋沼 国寿
【最寄りの連絡場所】	東京都中野区中央一丁目38番1号
【電話番号】	03（5332）6001（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 樋沼 国寿
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第88期 第3四半期連結 累計期間	第88期 第3四半期連結 会計期間	第87期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年12月31日	自平成20年10月1日 至平成20年12月31日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高（百万円）	88,015	27,245	129,362
経常利益又は経常損失（△）（百万円）	△116	△1,007	6,185
四半期（当期）純利益又は純損失（△） （百万円）	△505	△1,142	3,363
純資産額（百万円）	—	41,265	45,299
総資産額（百万円）	—	101,630	101,894
1株当たり純資産額（円）	—	1,912.97	2,081.01
1株当たり四半期（当期）純利益金額又は 純損失金額（△）（円）	△23.43	△53.04	154.66
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期） 純利益金額（円）	—	—	154.56
自己資本比率（％）	—	40.55	44.41
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	9,281	—	13,004
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△11,738	—	△15,655
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	7,335	—	2,565
現金及び現金同等物の四半期末（期末） 残高（百万円）	—	8,468	3,877
従業員数（人）	—	4,017	3,628

（注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. △印はマイナスを示しております。

4. 第88期第3四半期連結累計期間および第88期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	4,017（295）
---------	------------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（季節工、パートタイマーを含み、常用パートは除く。）は（ ）内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	1,072（128）
---------	------------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（季節工、パートタイマーを含み、常用パートは除く。）は（ ）内に当第3四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
ダイカスト事業 (百万円)	23,270
アルミニウム事業 (百万円)	2,025
完成品事業 (百万円)	265
合計 (百万円)	25,561

- (注) 1. 金額は製造原価によっており、セグメント間取引の相殺消去前の数値によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当社事業の大部分は、顧客からの受注内示に基づいた見込み生産を行い、納入指示日の数日前に確定する受注に基づいて出荷(売上計上)する形態であるため、受注実績の記載を省略しております。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
ダイカスト事業 (百万円)	24,633
アルミニウム事業 (百万円)	1,358
完成品事業 (百万円)	1,254
合計 (百万円)	27,245

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 当第3四半期連結会計期間における主な相手先別の販売実績および当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
	金額 (百万円)	割合 (%)
本田技研工業株式会社	4,734	17.4
スズキ株式会社	3,341	12.3
富士重工業株式会社	2,690	9.9

3. 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものであります。

なお、当社は四半期連結財務諸表規則に基づき四半期連結財務諸表を作成しており、前第3四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表については独立監査人の四半期レビューを受けていないため、当文章中の前年同四半期連結会計期間と比較した指標、金額は「参考値」として記載しております。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、夏場までの原油価格や原材料価格の高騰に伴うコスト増を主因とした企業収益の急速な落ち込みに加え、9月中旬に発生した米国証券会社リーマン・ブラザーズの破綻に端を発する金融危機以降、海外景気の悪化を背景とした輸出の減少、この影響を受けた企業の生産活動・設備投資の大幅な削減により、景気の調整スピードは加速して、企業の景況感は大幅に悪化しました。雇用情勢も厳しさを増し、個人消費も実質所得の減少を背景として弱含みとなりました。一方、海外においては、米国経済は9月からの金融危機以降、信用不安が強まり、雇用が急速に悪化するなど景気後退が急加速しました。中国においては、輸出や設備投資の減少等により景気は減速に向かいました。

このような環境の中で、当第3四半期連結会計期間の業績は、売上高27,245百万円（前年同期比18.6%減）、営業損失615百万円（前年同期は営業利益1,340百万円）、経常損失1,007百万円（前年同期は経常利益1,436百万円）、四半期純損失1,142百万円（前年同期は四半期純利益602百万円）と減収減益となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

① ダイカスト事業

ダイカスト事業におきましては、米国の金融危機に端を発する景気後退が加速し、主要顧客である自動車メーカーの国内外での販売台数が急速に減少したことにより、売上高は24,633百万円（前年同期比19.3%減）となりました。また、収益面においては、原価低減活動、販売管理費の見直しなどを行いましたが、急速な受注減少による収益性の悪化の影響で、営業損失は671百万円（前年同期は営業利益1,125百万円）となりました。

② アルミニウム事業

アルミニウム事業におきましては、主力の自動車産業向け二次合金地金の販売市況が急落し、売上高は1,358百万円（前年同期比28.0%減）となりました。また、収益面においても、生産性改善や在庫削減を図りましたが、生産量の減少に伴う収益性の悪化により、営業損失は21百万円（前年同期は営業利益70百万円）となりました。

③ 完成品事業

完成品事業におきましては、国内全体の景気が落ち込む中、積極的な営業拡販活動により、売上高は1,254百万円（前年同期比15.8%増）となりましたが、収益性の悪化により営業利益は80百万円（同23.6%減）となりました。

所在地別セグメントの業績は次のとおりであります。

① 日本

主力の自動車部品は、景気の減速により主要顧客である自動車メーカーの国内外での販売台数が急速に減少したことが影響し、売上高は22,660百万円（前年同期比21.6%減）となりました。収益面においては、急速な受注減少による収益性の悪化により、営業損失は290百万円（前年同期は営業利益1,547百万円）となりました。

② 北米

メキシコにおける事業は順調に推移しましたが、一方で、金融不安などによる景気後退から米国における大型車の販売台数が大幅に減少したことが影響し、売上高は3,519百万円（前年同期比3.8%減）となりました。収益面においては、生産量の急速な減少による収益性の悪化の影響で、営業損失は154百万円（前年同期は営業損失120百万円）となりました。

③ その他の地域

中国における販売活動の順調な推移、インドにおける事業の本格的な開始により、売上高は1,064百万円（前年同期比14.1%増）となりましたが、中国における生産設備増強に伴う償却費負担増およびインドにおける立上げ費用等の影響により、営業損失171百万円（前年同期は営業利益75百万円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前四半期連結会計期間末に比べ2,580百万円増加し、当第3四半期連結会計期間末には8,468百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、前第3四半期連結会計期間と比較して1,048百万円増加して2,582百万円となりました。これは主に減価償却費2,889百万円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、前第3四半期連結会計期間と比較して975百万円増加して3,408百万円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出3,238百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、前第3四半期連結会計期間と比較して443百万円減少して3,624百万円となりました。これは主に借入金など有利子負債の増加3,837百万円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題は、次のとおりであります。

ダイカスト事業において、販売の多くを依存している自動車産業の急激な生産減少に伴いダイカスト需要が想定を超えて激減しております。未だ底の見えない需要減退の状況下で、当社の当連結会計年度の売上高は大幅に減収となることを見込まれ、収益面でも大幅な生産減少に加え設備投資の増加並びに税制改正による減価償却の増加等により赤字決算を余儀なくされる見込みであります。

このような状況下で、大幅な需要の減少に応じた総経費の削減、売上高減少に伴うキャッシュフローの悪化に応じた設備投資の抑制が課題であると認識しております。この課題に対して、需要の減少に応じた生産体制及び人員体制への移行、国内外の設備投資の大幅抑制等に取り組み業績の改善に取り組んでまいります。

なお、中長期的にはいずれ自動車需要は回復し海外を中心に軽量化によるアルミダイカスト採用増も加わりダイカストの需要は拡大していくものと考えられます。海外拠点においては一時的な需要減への対応を積極的に行う一方、将来の需要拡大に備えた生産基盤の強化に取り組んでまいります。

(4) 研究開発活動

当社グループの研究開発活動は、顧客ニーズの一步先をゆく企業を目指して、主にダイカスト事業で当社技術部が中心となって推進しております。

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費は、274百万円（前年同期比14.2%減）であります。

当第3四半期連結会計期間における研究の主要課題は、次のとおりであります。

市場分析に基づく提案型製品開発の活動として、N I 鋳造法の技術熟成を進めてまいりました。また、新たな製品群を取込んだ新工場での量産準備がほぼ完了いたしました。さらに次世代ディーゼル車をターゲットにした高強度エンジンブロックの製品開発を進めております。

また、新しい需要創出につながる技術開発の活動として、車体骨格部品のアルミダイカスト化の品質熟成に取り組んでおります。足回り部品、車体骨格部品の軽量化に貢献することにより、地球環境保護につながる活動を行っております。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

前四半期連結会計期間末に計画していた重要な設備計画のうち、当第3四半期連結会計期間において完了したものは、次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	完了年月
提出会社	豊橋工場 (愛知県豊橋市)	ダイカスト事業	ダイカストマシン1台新設 機械加工設備(2ライン)新設	平成20年10月
	東松山工場 (埼玉県比企郡滑川町)	ダイカスト事業	機械加工設備(1ライン)新設	平成20年12月
(株)アーレスティ山形	(山形県西置賜郡白鷹町)	ダイカスト事業	ダイカストマシン1台新設	平成20年11月
東海精工(株)	(静岡県浜松市)	ダイカスト事業	機械加工設備(1ライン)新設	平成20年9月
広州阿雷斯提汽车配件有限公司	(中華人民共和国広東省)	ダイカスト事業	ダイカストマシン1台新設 機械加工設備(6ライン)新設	平成20年7月 平成20年8月
アーレスティウイルミントンCORP.	(米国オハイオ州)	ダイカスト事業	機械加工設備(3ライン)新設	平成20年12月
アーレスティメヒカーナ S. A. de C. V.	(メキシコ合衆国サカテカス州)	ダイカスト事業	ダイカストマシン1台新設 機械加工設備(1ライン)新設	平成20年9月 平成20年8月

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数（株） （平成20年12月31日）	提出日現在発行数（株） （平成21年2月13日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	21,778,220	21,778,220	東京証券取引所 市場第二部	株主としての権利内容 に制限のない、標準と なる株式 単元株式数100株
計	21,778,220	21,778,220	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成21年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成18年11月15日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 （平成20年12月31日）
新株予約権の数（個）	66
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	6,600
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1
新株予約権の行使期間	自 平成18年12月1日 至 平成48年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,419 資本組入額 1,710（注）1
新株予約権の行使の条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要 するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

(注) 1. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

2. (1) 新株予約権者は、平成18年12月1日から平成48年11月30日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
 - ① 新株予約権者が平成47年11月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成47年12月1日から平成48年11月30日まで
 - ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者は、新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (5) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

3. 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ② 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

② 平成19年7月26日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	101
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	自 平成19年8月11日 至 平成49年8月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,220 資本組入額 1,110(注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注) 1. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

2. (1) 新株予約権者は、平成19年8月11日から平成49年8月10日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合(ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

① 新株予約権者が平成48年8月10日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成48年8月11日から平成49年8月10日まで

② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者は、新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。

(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

(5) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

3. 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

② 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

③ 平成20年7月25日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	240
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月19日 至 平成50年8月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 573 資本組入額 287(注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

- (注) 1. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
2. (1) 新株予約権者は、平成20年8月19日から平成50年8月18日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 新株予約権者が平成49年8月18日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成49年8月19日から平成50年8月18日まで
- ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者は、新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (5) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。
3. 組織再編成行為時の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ② 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日	—	21,778	—	5,117	—	8,177

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 232,900	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式 単元株式数100株
完全議決権株式 (その他)	普通株式 21,488,200	214,871	同上
単元未満株式	普通株式 57,120	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式 1単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	21,778,220	—	—
総株主の議決権	—	214,871	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄の普通株式には、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が1,000株 (議決権10個) および証券保管振替機構名義の株式が100株 (議決権1個) 含まれております。なお、当該株式に係る議決権の数11個については、「議決権の数」欄には含めておりません。

② 【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所 有株式数 (株)	他人名義所 有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己株式) ㈱アーレスティ	東京都中野区中央1-38-1	232,900	—	232,900	1.0
計	—	232,900	—	232,900	1.0

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が1,000株あり、当該株式は上記①「発行済株式」の「完全議決権株式 (その他)」の「株式数」欄に含めておりますが、「議決権の数」欄には含めておりません。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,545	1,699	1,680	1,364	1,135	1,020	910	558	350
最低(円)	1,215	1,380	1,250	932	790	700	455	295	278

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

3【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありませぬ。

当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため執行役員制度を導入しております。なお、前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書の提出日までの執行役員の異動は次のとおりであります。

平成20年10月をもって、松下秀之（豊橋工場長）、小倉正己（㈱アーレスティ栃木代表取締役社長兼㈱ATCつくば代表取締役社長）、辻鶴男（経営企画部長）の3名が就任、河原崎光一朗、坊野靖司の2名が退任、野中賢一が豊橋工場長からアーレスティウイルミントンCORP. 社長に異動しております。また、平成21年1月をもって、松下正行（浜松工場長）が就任、影山晴久が退任しております。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,719	3,962
受取手形及び売掛金	25,830	30,174
有価証券	1,799	—
製品	2,705	3,290
原材料	2,248	2,645
仕掛品	4,045	4,452
その他	3,133	2,879
貸倒引当金	△6	△14
流動資産合計	46,476	47,391
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	9,304	9,145
機械装置及び運搬具（純額）	22,714	20,574
土地	5,986	6,078
その他（純額）	11,546	10,969
有形固定資産合計	* 49,551	* 46,768
無形固定資産		
のれん	177	297
その他	654	579
無形固定資産合計	832	877
投資その他の資産		
投資有価証券	4,143	6,034
その他	629	843
貸倒引当金	△1	△20
投資その他の資産合計	4,771	6,857
固定資産合計	55,154	54,503
資産合計	101,630	101,894
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	23,962	26,977
短期借入金	2,668	5,514
1年内返済予定の長期借入金	5,298	3,411
1年内償還予定の社債	—	700
未払法人税等	107	1,113
賞与引当金	880	1,474
役員賞与引当金	12	42
その他	6,971	5,055
流動負債合計	39,902	44,288

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
固定負債		
長期借入金	14,367	4,818
退職給付引当金	3,350	3,168
役員退職慰労引当金	176	196
負ののれん	559	903
その他	2,009	3,220
固定負債合計	20,462	12,306
負債合計	60,365	56,594
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,117	5,117
資本剰余金	8,363	8,361
利益剰余金	30,024	31,072
自己株式	△357	△57
株主資本合計	43,148	44,494
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	723	1,883
為替換算調整勘定	△2,665	△1,126
評価・換算差額等合計	△1,941	756
新株予約権	58	49
純資産合計	41,265	45,299
負債純資産合計	101,630	101,894

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年12月31日)

売上高	88,015
売上原価	80,808
売上総利益	7,207
販売費及び一般管理費	※ 7,419
営業損失(△)	△212
営業外収益	
受取利息	13
受取配当金	103
負ののれん償却額	342
その他	190
営業外収益合計	649
営業外費用	
支払利息	203
為替差損	312
その他	39
営業外費用合計	554
経常損失(△)	△116
特別利益	
固定資産売却益	4
関係会社清算益	100
貸倒引当金戻入額	10
その他	0
特別利益合計	116
特別損失	
固定資産除売却損	116
その他	2
特別損失合計	119
税金等調整前四半期純損失(△)	△119
法人税、住民税及び事業税	430
法人税等調整額	△44
法人税等合計	385
四半期純損失(△)	△505

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
売上高	27,245
売上原価	25,518
売上総利益	1,726
販売費及び一般管理費	※ 2,342
営業損失(△)	△615
営業外収益	
受取利息	1
受取配当金	34
負ののれん償却額	114
その他	36
営業外収益合計	186
営業外費用	
支払利息	77
為替差損	491
その他	9
営業外費用合計	578
経常損失(△)	△1,007
特別利益	
貸倒引当金戻入額	5
特別利益合計	5
特別損失	
固定資産除売却損	46
その他	2
特別損失合計	49
税金等調整前四半期純損失(△)	△1,050
法人税、住民税及び事業税	△273
法人税等調整額	364
法人税等合計	91
四半期純損失(△)	△1,142

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
 (自 平成20年4月1日
 至 平成20年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失(△)	△119
減価償却費	8,561
のれん及び負ののれん償却額	△224
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△26
賞与引当金の増減額(△は減少)	△592
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△29
退職給付引当金の増減額(△は減少)	181
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△19
前払年金費用の増減額(△は増加)	50
受取利息及び受取配当金	△117
支払利息	203
有形固定資産除売却損益(△は益)	111
投資有価証券売却損益(△は益)	△0
関係会社清算損益(△は益)	△100
売上債権の増減額(△は増加)	4,348
たな卸資産の増減額(△は増加)	987
仕入債務の増減額(△は減少)	△2,838
未払消費税等の増減額(△は減少)	△342
その他	469
小計	10,502
利息及び配当金の受取額	117
利息の支払額	△200
法人税等の支払額	△1,461
法人税等の還付額	324
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,281
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△50
定期預金の払戻による収入	84
投資有価証券の取得による支出	△21
投資有価証券の売却による収入	0
関係会社株式の取得による支出	△50
関係会社の清算による収入	106
有形固定資産の取得による支出	△11,629
有形固定資産の売却による収入	18
無形固定資産の取得による支出	△203
貸付けによる支出	△1
貸付金の回収による収入	2
その他	5
投資活動によるキャッシュ・フロー	△11,738

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年12月31日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	70,562
短期借入金の返済による支出	△73,221
長期借入れによる収入	14,300
長期借入金の返済による支出	△2,771
社債の償還による支出	△700
自己株式の売却による収入	0
自己株式の取得による支出	△302
配当金の支払額	△509
その他	△22
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,335
現金及び現金同等物に係る換算差額	△287
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	4,590
現金及び現金同等物の期首残高	3,877
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 8,468

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)</p>
<p>1. 連結の範囲に関する事項の変更</p>	<p>(1) 連結の範囲の変更 第1四半期連結会計期間より、天竜金属工業(株)および(株)シー・エス・フソーは(株)アーレスティテクノサービスと合併したため、また、(株)浜松メカテックは東海精工(株)と合併したため、それぞれ連結の範囲から除外しております。 (株)アーレスティダイモールドは、第1四半期連結会計期間において会社分割し、(株)アーレスティダイモールド熊本を新設しております。なお、(株)アーレスティダイモールドは会社分割成立の日をもって(株)アーレスティダイモールド栃木に商号変更しております。その結果、新設された(株)アーレスティダイモールド熊本を、連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 14社</p>
<p>2. 連結子会社の事業年度等に関する事項の変更</p>	<p>第1四半期連結会計期間において新たに連結の範囲に含めております(株)アーレスティダイモールド熊本の決算日は12月31日であります。 四半期連結財務諸表の作成に当たっては、同四半期決算日現在の四半期財務諸表を使用しております。ただし、四半期連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>
<p>3. 会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 これにより、当第3四半期連結累計期間の営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失は、それぞれ391百万円増加しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>

	<p style="text-align: center;">当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)</p>
	<p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しております。</p> <p>なお、これによる当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>また、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(3) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準の変更</p> <p>海外連結子会社等の収益及び費用については、従来、四半期連結決算日の直物為替相場により円貨に換算しておりましたが、第1四半期連結会計期間より、期中平均相場により円貨に換算する方法に変更しております。</p> <p>この変更は、為替相場の変動による影響を連結業績に適切に反映させることを目的としております。</p> <p>これにより、当第3四半期連結累計期間の営業損失は68百万円、経常損失は120百万円、税金等調整前四半期純損失は121百万円、それぞれ増加しております。</p> <p>また、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
1. 棚卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末における棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し第2四半期連結会計期間末に係る実地棚卸高を基礎とした合理的な方法によっております。
2. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化があると認められるため、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに当該著しい変化を加味したものを利用する方法によっております。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
(有形固定資産の耐用年数の変更) ダイカスト設備については、平成20年度の法人税法の改正を契機として見直しを行い、第1四半期連結会計期間より、新規取得資産だけでなく既存の資産についても、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。 これにより、当第3四半期連結累計期間の営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失は、それぞれ429百万円増加しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額は、74,619百万円であります。	※ 有形固定資産の減価償却累計額は、69,175百万円であります。

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
運送費	1,744百万円
給料及び賞与	1,780
退職給付費用	174
賞与引当金繰入額	142
減価償却費	122
研究開発費	884

当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
運送費	573百万円
給料及び賞与	523
退職給付費用	56
賞与引当金繰入額	84
減価償却費	44
研究開発費	274

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在) (百万円)	
現金及び預金勘定	6,719
有価証券勘定	1,799
預入期間が3か月を超える定期預金	△50
現金及び現金同等物	8,468

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 21,778,220株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 237,330株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 58百万円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年5月14日 取締役会	普通株式	304	14	平成20年3月31日	平成20年6月9日	利益剰余金
平成20年11月10日 取締役会	普通株式	236	11	平成20年9月30日	平成20年12月11日	利益剰余金

5. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成20年5月14日開催の取締役会決議に基づき、平成20年6月17日までに会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得を終了いたしました。この結果、第1四半期連結会計期間において自己株式が299百万円増加し、当第3四半期連結会計期間末において自己株式が357百万円となっております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）

	ダイカスト 事業 (百万円)	アルミニウ ム事業 (百万円)	完成品事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	24,633	1,358	1,254	27,245	—	27,245
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	750	—	750	(750)	—
計	24,633	2,108	1,254	27,996	(750)	27,245
営業利益又は営業損失(△)	△671	△21	80	△612	(2)	△615

当第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

	ダイカスト 事業 (百万円)	アルミニウ ム事業 (百万円)	完成品事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	80,209	4,950	2,855	88,015	—	88,015
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	2,890	—	2,890	(2,890)	—
計	80,209	7,840	2,855	90,905	(2,890)	88,015
営業利益又は営業損失(△)	△471	120	134	△216	4	△212

(注) 1. 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2. 各区分に属する主要な製品

事業区分	主要製品
ダイカスト事業	車両部品、汎用エンジン部品、産業機械部品、金型等
アルミニウム事業	アルミニウム合金地金
完成品事業	建築用床材

3. 会計処理の方法の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3.(1)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業損失は、ダイカスト事業で325百万円増加し、当第3四半期連結累計期間の営業利益は、アルミニウム事業で62百万円、完成品事業で3百万円それぞれ減少しております。

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3.(2)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しております。なお、これによる事業の種類別セグメント情報に与える影響は軽微であります。

(重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3.(3)に記載のとおり、海外連結子会社等の収益及び費用については、第1四半期連結会計期間より、期中平均相場により円貨に換算する方法に変更しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業損失は、ダイカスト事業で68百万円増加し、当第3四半期連結累計期間の営業利益は、完成品事業で0百万円減少しております。

4. 追加情報

「追加情報」に記載のとおり、ダイカスト設備については、平成20年度の法人税法の改正を契機として見直しを行い、第1四半期連結会計期間より、新規取得資産だけでなく既存の資産についても、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業損失は、ダイカスト事業で417百万円増加し、当第3四半期連結累計期間の営業利益は、アルミニウム事業で10百万円、完成品事業で2百万円それぞれ減少しております。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	22,660	3,519	1,064	27,245	—	27,245
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	825	0	192	1,018	(1,018)	—
計	23,486	3,519	1,257	28,263	(1,018)	27,245
営業損失 (△)	△290	△154	△171	△616	(0)	△615

当第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	74,003	10,914	3,097	88,015	—	88,015
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,520	0	614	2,134	(2,134)	—
計	75,523	10,914	3,712	90,150	(2,134)	88,015
営業利益又は営業損失 (△)	397	△407	△106	△116	△95	△212

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

北米……………米国、メキシコ

その他の地域……中国、台湾、タイ、インド

3. 会計処理の方法の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3.(1)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益は、日本で391百万円減少しております。

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3.(2)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用しております。なお、これによる所在地別セグメント情報に与える影響は軽微であります。

(重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3.(3)に記載のとおり、海外連結子会社等の収益及び費用については、第1四半期連結会計期間より、期中平均相場により円貨に換算する方法に変更しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業損失は、北米で48百万円、その他の地域で19百万円、それぞれ増加しております。

4. 追加情報

「追加情報」に記載のとおり、ダイカスト設備については、平成20年度の法人税法の改正を契機として見直しを行い、第1四半期連結会計期間より、新規取得資産だけでなく既存の資産についても、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益は、日本で429百万円減少しております。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）

	北米	その他の地域	計
I 海外売上高（百万円）	3,522	1,067	4,590
II 連結売上高（百万円）			27,245
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	12.9	3.9	16.8

当第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

	北米	その他の地域	計
I 海外売上高（百万円）	10,919	3,182	14,101
II 連結売上高（百万円）			88,015
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	12.4	3.6	16.0

- (注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。
 2. 各区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。
 北米……………米国、メキシコ
 その他の地域……欧州、アジア
 3. 海外売上高は、当社および連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末（平成20年12月31日）

その他有価証券で時価のあるものが、事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

	取得原価（百万円）	四半期連結貸借対照表計上額（百万円）	差額（百万円）
(1) 株式	1,869	3,286	1,417
(2) 債券 国債・地方債等	1,799	1,799	—
(3) その他	—	—	—
合計	3,668	5,085	1,417

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 1,912.97 円	1株当たり純資産額 2,081.01 円

2. 1株当たり四半期純損失金額

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 23.43 円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額 53.04 円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
四半期純損失(百万円)	505	1,142
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	505	1,142
期中平均株式数(株)	21,590,668	21,543,196

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
<p>(子会社の増資引受)</p> <p>平成21年2月9日開催の当社取締役会において子会社である広州阿雷斯提汽车配件有限公司、アーレスティメヒカーナ S.A. de C.V. およびアーレスティインディアプライベートリミテッドに対する増資引受を決議いたしました。</p> <p>1. 広州阿雷斯提汽车配件有限公司</p> <p>(1) 目的 機械装置その他設備代金支払いのため</p> <p>(2) 引受総額 1,700百万円</p> <p>(3) 増資時期 平成21年5月(予定)</p> <p>2. アーレスティメヒカーナ S.A. de C.V.</p> <p>(1) 目的 機械装置その他設備代金支払いのため</p> <p>(2) 引受総額 3,520百万円</p> <p>(3) 増資時期 平成21年2月(予定)</p> <p>3. アーレスティインディアプライベートリミテッド</p> <p>(1) 目的 機械装置その他設備代金支払いのため</p> <p>(2) 引受総額 780百万円</p> <p>(3) 増資時期 平成21年2月(予定)</p>

2 【その他】

平成20年11月10日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額……………236百万円

(ロ) 1株当たりの金額……………11円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成20年12月11日

(注) 平成20年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行っております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月9日

株式会社 アーレスティ

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中川 正行 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中塚 亨 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 下条 修司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アーレスティの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アーレスティ及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。